

第7節 二次災害の防止体制の整備

第1項 震災消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 建築政策課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項 危険物施設等災害予防計画	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察

【基本方針】

市及び防災関係機関は、余震、降雨あるいは津波浸水等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物や被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進するものとする。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第1項 震災消防体制の整備

【計画目標】

地震・津波災害時における消防体制の整備は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第5節「火災予防計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1. 活動体制の整備・拡充

市及び消防本部は、初動及び活動体制を確保するため、消防署所等の整備、無線通信情報システムのデジタル化及び個人携帯用無線機の装備等の整備を進める。

2. 消防水利等の強化

- 1) 市及び消防本部は、地震・津波による火災に備え消火栓のみに偏らないよう、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置について検討する。
- 2) 市及び消防本部は、消防水利の不足、または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び消防資機材の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3. 市、消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から市及び消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、被害区域

の想定及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4. 市町村相互の応援体制の強化

市は、地震・津波災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し近隣市町などと応援協定を結び、相互に応援するように努める。

5. 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

6. 住市民に対する啓発

市及び消防本部は、地震・津波発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器(住警器)についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施するよう努める。

第2項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備

【計画目標】

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、平常時から余震・降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員 OB など)の登録等を推進するものとする。

(2) 資機材の備蓄・活用

市は、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

(3) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、地震や津波浸水により被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第3項 危険物施設等災害予防計画

【計画目標】

地震・津波災害時における危険物施設等の予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第7節「二次災害の防止体制整備計画」に準ずる。